

まめまめ通信

二〇一二年二月 第二号



司法書士高橋大治郎事務所から、耳寄りな情報を発信いたします。

まめまめ

遺言と遺留分の関係

事例から学ぶ遺言書

(その2)

Aさんは、妻に先立たれ、長女は遠方に嫁いだため、同居している長男に財産全部を遺したいと考え、次のような遺言書を作成しました。

「遺言者の遺産を全て長男に相続させる。」

Aさんの死後、長男が遺産を相続しました。

長女は納得がいかず、家裁に遺留分減殺の調停の申立をしました。

「遺留分」は相続人（兄弟姉妹を除く）に保証さ

れた権利で、遺言で排除することはできません。

事例の場合は、長女には遺産の総額の四分の一にあたる「遺留分」があり、遺言により遺留分が侵害された場合、取り戻すことができません（生前された贈与も遺留分の対象となる場合があります）。

遺産として「自宅の土地建物一千五百万円と預金五百万円」があった場合、**長男は、土地建物を自己の物とするなら、長女に五百万円を支払わなくてはなりません。**

最初から遺言で「土地建物を長男に、預金を長女に相続させる」と書いておけば、事例の場合は遺留分の問題にはならないのですが、現実はどう上

手くいきません。
そこで「付言」が重要になります。

「付言」は、遺言者の考えや遺族に遺す気持ちを表す部分のことです。

遺言書は、家族に遺す最後の手紙となります。

そこに気持ちのこもったメッセージがあれば、遺言の内容に不公平があったとしても、遺族もある程度は納得されるのではないでしょうか。

ちょっとひと息

兵庫県でも紅茶用の茶葉が栽培されているってご存知ですか？

「**箸荷（はせがい）紅茶**」といって、多可町で栽培され、販売されています。

多可町にある「**ポリジ**」というカフェでもいただくことができますよ。



他人事ではない!!

身近になってきた開発許可案件

姫路市では、建築物などの建設を目的として、市街化区域において、五百㎡以上の土地で五十㎡以上の盛土、切土を伴う開発行為をする場合には、原則「**開発許可**」を受けが必要があります（平成二十四年四月改正）。

元々宅地でない土地であれば、盛土、切土に係らず五百㎡以上で対象となります。

姫路市以外でも、三大都市圏や条例・規則で決められた地域（概ね都市圏）については同様です。

「開発」といえば、大規模な分譲住宅地開発や、マンション、商業施設の建設をイメージしますが、五百㎡って、「坪」に換算すれば百五十坪強なので、**ちょっとした田畑や駐車場を造成しようとするれば、対象になってしまいます。**

例えば、空き地の活用で、



駐車場の有る賃貸アパートやコンビニを建築する際などは、高い確率で開発許可が必要になります。
無許可で開発行為をした場合には、罰則もあります。

高橋大治郎事務所では、関連会社のランドサット、測量株式会社とともに、約三十年に渡り、開発許可申請手続に携わっています。

最近では、姫路市大津区の「**リビング姫路大津ブルームガーデンのぞみ野**」の開発許可申請手続を担当し、街づくりのお手伝いをしております。

生命保険で節税

生命保険金は遺産ではないけれど…

現金、預金といった財産が多い場合は、相続対策として、**貯蓄型の生命保険**を活用するのも一つの方法です。

生命保険の利回りは、金融商品として魅力にかけるかもしれませんが、相続対策としてみれば、結構使えます（但し加入年齢に制限がある場合があります。）。

保険金は遺産ではなく、受取人の固有の権利であるので、**遺留分の対象とはなりません。**

また、相続税の対象とはなりませんが、**非課税枠**（五百万円×法定相続人の数）があります。

遺産でもめるのを防ぐ方法にも使えて、節税にもなるなんて、何て便利なんでしょう！（喜）

但し、生命保険金は、遺産分割の際に、「**特別受益**」として扱われる場

合があります（判例）。

保険金をたくさん受け取っても、遺産分割のときに削られるんじゃないでしょうか？（泣）

でも、遺言と併用すれば、そのような問題もクリアされます。

遺言を書かれる場合は、このようなことも頭にいておいてくださいませ。



相談会情報

毎月第3土曜日、当事務所において、「**相続・遺言**

休日相談会」を開催しております（参加費不要）。

時間は、午前十時から午後三時までです。

なお、当日以外でも随時、ご相談受付中です。



**角谷さんが昼休みに
おやつを買ってきて**

角谷さん（女性）は**おやつ**が好きなようで、お昼によくコンビニで買って、皆に配ってくれます。

うれしいんですが、ダイエツト中の白澤さん（男性）はちよつと困ってます。事務所では3時にもおやつが出るので、ダイエツトにならないようです。

**祖父母と一緒に
田舎で稚児行列**

去る十一月十八日（日）、市川町にある宝樹寺というお寺で、**稚児行列**があり、編集長の長女（一歳）も参加してきました。

寺の住職の「**晋山式**（寺に新たな住職が就任する際の儀式）」を祝い、檀家や関係者の子供や孫八十

人程が**稚児装束**で着飾って、練り歩くものです。

前日から両親含め、家族五人で田舎の家に泊り、当日は朝七時現地集合と、長女には、なかなか大変だったと思います。

慣れない衣装で、大勢の人にもビックリしたみたいで、だっこしていても、緊張からか、表情はずっと硬いままでした。

でも、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に泊まるのは楽しかったようで、前夜は遅い時間まで大はしやぎでした。

すぐに忘れてしまうだろうけど、写真もいっぱい撮れたので、良い記念になりました。

（編集長 高橋克彰）



司法書士・行政書士・土地家屋調査士

高橋大治郎事務所

所在：姫路市東延末三丁目18番地
JR 姫路駅から徒歩8分。駐車場有。

お電話でのご相談は、こちら…

フリーダイヤル そうぞく・いごん



0120-339-150

お電話お待ちしております。

WEB なら、「姫路 相続」で検索。

兵庫・姫路 相続遺言相談室

こんなお悩みありませんか？

- ◆トラブル防止に遺言を書きたい。
 - ◆不動産の名義変更をしたい。
 - ◆借金があり、相続放棄をしたい。
 - ◆生前贈与の相談をしたい。
- 等々、何でも気軽にご相談ください。

